

第二十八号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中百三十九の項から百四十二の項までを削り、百四十三の項を百三十九の項とし、百四十四の項から百五十五の項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第二の七の項中「百五十三の項」を「百四十九の項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている製菓衛生師の免許並びに免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

製菓衛生師法に基づく製菓衛生師の試験及び免許に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、製菓衛生師免許等に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。